イ　前記犯行により窃取したキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、同日から同月27日までの間に、11回にわたり、同区内の銀行出張所ほか10か所において、各所に設置された現金自動預払機に、被害者名義の普通預金口座にかかるキャッシュカードを挿入するなどして各機を作動させ、金融機関の管理者管理の現金合計562万6,000円を引き出して窃取した

（罪名）
窃盗

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区六本松四丁目２番３号
福岡地方検察庁　刑事政策推進室　電話番号　092―734―9092（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７４２０号
埼玉県桶川市寿２丁目１－３－302
債務者　遠藤　優介
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雅俊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３５号
東京都世田谷区粕谷３丁目27―13―207
債務者　安藤　正悟
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下真由美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６５号
東京都台東区日本堤１丁目20―８　ホテル大野屋
債務者　内澤　秋博
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　倫子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６６号
東京都品川区東大井２丁目８－４－306
債務者　佐渡山幸子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市瀬　智己
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７５号
東京都大田区南六郷１丁目26―13―602
債務者　大塚　文子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　正裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７６号
東京都世田谷区宮坂３丁目36―22　ラフェスタ下北沢２経堂202
債務者　中江　和喜
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國井　友和
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４８９号
東京都練馬区北町８丁目10―１―102
債務者　鍋谷　邦雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　宏樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９１号
東京都町田市鶴川５丁目１―10―201
債務者　中島　孝一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　孝志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９６号
東京都葛飾区東新小岩１丁目17―２―202
債務者　藤迫　和子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸一　浩貴
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５０６号
東京都板橋区南常盤台１丁目26―５―203
債務者　出羽　一輝（旧姓内田）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　大貴
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２６号
東京都豊島区池袋本町４丁目１―15―403
債務者　矢作　麗子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩波　耕平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部